

議案反対討論

日本共産党市会議員団を代表し、第 35 号議案、第 37 号議案、第 42 号議案、第 45 号議案、第 46 号議案について、委員長報告に反対し討論を行います。

第 35 号議案は、民生委員の定数を規則で定め、定数を議会の議決を経ないもので、定数削減につながるものであり認められません。

第 37 号議案は、大学誘致を優先する王子公園再整備計画に合わせて、王子公園のみ建ぺい率を緩和し、公園本来の機能や目的を低下させるため条例を改正するものです。

国土交通省の「都市公園法運用指針」が示すように、「都市公園は」そもそも「原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するもの」です。

ところが、本議案は、大学誘致により王子公園の面積を縮小するとともに、立体駐車場などを公園内に建設する王子公園公園再整備計画に沿って、建ぺい率を王子公園のみ引上げ、さらに、プールや陸上競技場を廃止し、公園の本来の機能である市民の休息・運動などのレクリエーション機能、また阪神・淡路大震災の際に防災拠点とし機能し、現在も神戸市地域防災計画で防災拠点としている防災機能を弱めるものと言わざるを得ません。

本会議や委員会質疑で、市長・副市長、建設局長などはそろって、都市公園法の建ぺい率規制の規定を古くなったように答弁しました。

しかし、国土交通省都市局が昨年 2024 年 12 月に出した「都市公園法運用指針（第 7 版）」でも、「施行令で定める特別な場合を除いて 100 分の 2 を超えてはならないとしてきたのは、法制定当時に全国の公園について調査した結果、特別な場合を除き、公園が本来の機能を発揮するためにはこの程度が限界であり、かつ、公園管理上も無理のない数字であることが実証されたからである。」としており、公園内に一定のオープンスペースを確保したから良いとするものではありません。

また、市長は、都市公園法等に規定されている建ぺい率規制について「昔ながらの画一的、形式的、中央集権的、時代錯誤の発想」などと答弁しました。

しかし、国土交通省は「都市公園法改正のポイント」で都市公園法の規制緩和の必要性について、「民間のビジネスチャンスの拡大」と述べているように、2011 年の地方分権一括法で都市公園の建ぺい率の規定を参酌基準にし、都市公園法の建ぺい率を参酌し、地方自治体の条例で建ぺい率を決めた真の狙いは、大企業などの利潤追求のために公共空間である都市公園を差し出すことにあることは明白です。

自公政権による新自由主義路線による「大企業優先」の悪政に、まさに「中央集権的」に追随し、大学のもうけを最優先に市民が長年愛着をもって利用してきた王子公園の歴史や積み重ねを排して、王子公園を差し出すものであり、本議案は認められません。

第 42 号議案、第 45 号議案、第 46 号議案は、それぞれ都心・三宮の再開発に乗じて、地下通路や歩行者デッキなどを整備するものです。これも、結局は大企業の利潤追求のためには、時代錯誤の大型開発には湯水のように予算を注ぎ込むものであり、「住民福祉の増進」という自治体の本旨から離れるものであり、3つの議案についても認めることはできません。

以上、反対理由について述べ、討論いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。